

# 国保加入中の被用者の方へ

新型コロナウイルス感染症に  
感染または感染が疑われる方が  
療養のため仕事を休んだとき  
**傷病手当金**  
制度があります

ちがさ興業  
えぼし麻呂



※新型コロナウイルスへの感染や感染の疑いのため、仕事を休み、その間の給与等が支払われない、または、減額されたとき、「傷病手当金」を受け取れる場合があります。  
(個人事業主やフリーランスの方は対象外です。)



茅ヶ崎市 国保 傷病手当金

検索

## 傷病手当金を受けるには

### 新型コロナウイルス感染症の療養のため仕事ができないこと

※帰国者・接触者外来が設置された医療機関や事業主の証明が必要です。

※感染が疑われる場合、まずは「帰国者・接触者相談センター」へご連絡ください。

### 4日以上休んでいること

※療養のため、連続して3日間仕事を休み、4日目以降にも休んだ日がある場合に限りません。

### 休んだ期間について、給与等がもらえないこと

※会社から給与等が支払われている場合でも、その金額が傷病手当金より少ないときは、その差額が支給されます。

【裏面もご確認ください】

## 傷病手当金を申請するには

### □ 「国民健康保険傷病手当金支給申請書」をご用意ください

※申請様式一式は、市ホームページよりダウンロードすることができます。

※「国民健康保険傷病手当金支給申請書」は4種類あります。

#### ●世帯主記入用

傷病手当金の支給は銀行振込となり、受領されるのは世帯主の方となります。

#### ●被保険者（国保に加入しているご本人）記入用

帰国者・接触者相談センターを受診できなかった場合、「医療機関記入用」の申請の代わりに、申請書内に事業主の方の証明が必要です。

#### ●事業主記入用

直近3か月間において、複数の事業所に勤務していた方が、それぞれの事業主での就労ごとに申請する場合、各事業主において申請書を作成してください。

#### ●医療機関記入用

### □ 茅ヶ崎市役所保険年金課へご提出ください

※郵送でのご提出も承ります。

### □ 審査を行い、支給決定通知書をお送りします

※審査の結果、支給が決定した場合は、支給額等を記載した通知書が届きますので、内容を確認してください。



## 支給額は

直近の継続した3か月間の  
給与収入の合計  
÷  
就労日数

× 3分の2 × 支給対象日数

※支給額には上限があります。



申請に当たっては、必ず、事前に事務担当まで電話でご相談ください

【事務担当】福祉部保険年金課給付担当 電話：0467-82-1111（代表）